

鳥取県訓令第2号

県有建物に関する広告物等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

県有建物に関する広告物等取扱規程の一部を改正する訓令

県有建物に関する広告物等取扱規程（昭和24年鳥取県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2条 この規程において <u>管理者</u> とは、鳥取県庁舎管理規則（昭和31年鳥取県規則第77号）第1条の2第1項に規定する庁舎管理者（知事の事務部局の職員に限る。）をいう。	第2条 この規程において <u>建物を管理する者</u> （以下「 <u>管理者</u> 」という。）とは、本庁の庁舎（警察本部庁舎を除く。）においては総務部長、地方機関（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第4項に規定する地方機関をいう。以下同じ。）の庁舎においては地方機関の長をいう。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。